

質問回答書

令和8年1月19日佐伯市公告第9号にて公告した「第3次佐伯市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル」に係る質問票の提出がありましたので、下記のとおり回答します。

No	質問内容	回答
1	<p>6. 参加表明書の提出について (実施要領2頁)</p> <p>本プロポーザルは、共同事業体(JV)での参加は可能でしょうか。可能な場合、参加表明書につきましては、参加事業体ごとの提出でよろしいでしょうか。</p> <p>共同事業体での参加が不可の場合、一部の業務(市民ワークショップの補助など)を別事業者に再委託することは可能でしょうか。</p>	<p>本プロポーザルは、共同事業体(JV)での参加は認めていません。</p> <p>再委託については、当市の再委託ガイドラインにより下記のとおり定めています。</p> <p>(1) 再委託しようとする内容が、次のいずれかに該当する場合、再委託できません。</p> <p>ア 委託業務の全部</p> <p>イ 委託業務の主要な部分</p> <p>ウ 委託金額のおおむね2分の1以上に相当する部分</p> <p>(2) 上記「イ」の「主要な部分」の考え方</p> <p>ア 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務</p> <p>イ 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務</p> <p>ウ 設計図書等に主たる部分として明示された業務</p> <p>(3) 発注者の承認を得て、再委託できるもの</p> <p>ア 当該業務を行うに当たり必要なものではあるが、付随的な業務</p> <p>イ 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務</p> <p>(4) 承認を得ずに再委託できるもの</p> <p>簡易なもの(コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な計算、原稿の入力、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務)</p> <p>市民ワークショップの企画・運営は、本プロポーザルの「主要な部分」であるため再委託はできませんが、当日の運営補助など、「補助的な業務」に該当する内容は、再委託が可能です。</p>

2	<p>9. 審査方法及び審査基準について (実施要領4頁)</p> <p>プロジェクターでの投影を想定していますが、設営準備時間は審査時間内に含めませんでしょうか？</p>	<p>設営準備時間は、審査時間に含まれません。 なお、要領には「スクリーンを市で準備する。」としていますが、具体的には、86インチの電子黒板及びHDMIケーブルを当市で準備します。</p>
---	--	--